

議案参考資料

[令和2年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 保険税係

議案名

報告第4号 専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を求め
るについて

趣旨・目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、桐生市国民健康保険税条例について所
要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊
急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、
令和2年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概 要

地方税法施行令の一部改正に伴い、令和2年4月1日の施行が必要となる
次の改正を行いました。

1 課税限度額の引上げ

基礎課税額(医療分)の課税限度額を2万円引き上げ63万円に、介護
分の課税限度額を1万円引き上げ17万円に改正しました。

2 国民健康保険税減額措置(5割・2割減額)における判定所得基準の改正

国民健康保険税の減額措置における5割・2割減額の対象世帯に係る
判定所得基準を改正しました。

5割減額	改正前	33万円 + (<u>28万円</u> × 被保険者数) 以下
	改正後	33万円 + (<u>28万5千円</u> × 被保険者数) 以下
2割減額	改正前	33万円 + (<u>51万円</u> × 被保険者数) 以下
	改正後	33万円 + (<u>52万円</u> × 被保険者数) 以下

(施行期日：令和2年4月1日)

背景・経過

地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)が令和2
年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律
を踏まえ、課税限度額の引上げについては、必要な税収の確保及び中間所得
者層に配慮した保険料(税)の設定を想定し、また、減額判定所得基準の改正
については、経済の動向等を踏まえて、地方税法施行令等の一部が改正され
ました。